釧路市財政健全化推進プラン

平成 2 2 年 1 2 月 釧 路 市 釧路市の財政状況は、市民の皆様のご協力をいただきながら積み重ねてきた懸命の 努力にもかかわらず年々厳しさを増しております。収入と支出のバランスがとれた安 定的な財政構造の実現のためには、まだまだ思い切った改革が必要です。

加えて、地方財政に関する新しい法律によって、現在は、一般会計だけではなく「企業会計」や「第三セクター」の経営健全化を同時に進めていかなければならない状況となっております。

特に、「釧路市土地開発公社」と「株式会社釧路振興公社」の経営問題は極めて深刻であり、早急に解決しなければならない重大な課題です。市では、第三セクター等改革推進債という国の制度を活用しながら、本格的に課題解決のための取り組みを進めていくこととしました。両公社が抱える多額の借金を市の責任において返済し、このまちの将来にとっての大きな不安材料を解消することが目標です。

次代を担う子どもたちに、このまちを健全な姿で引き継ぐため、今こそ私たちは最善を尽くさなければなりません。

このまちには、世界に誇れる豊かな自然と恵まれた資源があります。また、多くの 先人の英知と労苦によって築かれた産業や文化があります。そして、ふるさと釧路へ の愛着と誇りを持つ多くの人々が暮らしております。

この苦境を乗り越えれば必ずや明るい未来が拓けるという希望を持って、財政健全 化の取り組みを共に進めてまいりたいと考えております。

「いま課題を明らかにし、抜本的な改革を行わなければ、釧路市の未来はない」という強い覚悟と決意を持って、最大限の努力を傾けてまいりたいと考えております。 市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年12月

釧路市長 蝦 名 大 也

目 次

財政健全化の必要性について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1.釧路市財政の現状と今後の見通し ・・・・・・・・・・・	1
(1)釧路市の社会経済情勢の変化 ・・・・・・・・・・・	1
(2)活力創生釧路市集中改革プランによる取組の検証 ・・・・・	1
(3)地方財政健全化法の施行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(4)財政収支試算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2 . 新たな財政健全化のための計画による取組の必要性 ・・・・・・	5
ᅘᆂᇄᄜᅚᄺᄼᄱᇬᆂᄺᇬᅼᆕᇬᅗᅩᄮᆂᆓᆓ	0
新たな財政健全化のための計画の基本的事項・・・・・・・・・・	6
<u>1.計画の位置づけ</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2 . 計画の名称 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3.計画の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4.計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5.計画の進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
財政健全化プランによる取組事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1.釧路市土地開発公社及び㈱釧路振興公社の	
<u>解散・清算並びに第三セクター等改革推進債の発行</u> ・・・・・・	7
2 . 累積収支不足の解消のための取組事項と効果 ・・・・・・・・	7
(1)具体的な取組事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(2)健全化対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
3 . その他の財政健全化のための取組事項 ・・・・・・・・・・	15
(1)収入確保の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(2)第三セクターの見直し ・・・・・・・・・・・・・・・	15

財政健全化の必要性について

1.釧路市財政の現状と今後の見通し

(1)釧路市の社会経済情勢の変化

日本経済は、世界同時不況の影響による最悪期からの回復の兆しが見えるとはいえ、昨今の急激な円高の進行などにより、輸出関連産業を中心に予断を許さない状況が続いています。また、釧路市においては、製造業や個人消費の落ち込みが大きく、景気や雇用の回復が他地域に比べて遅れているのが現状です。

一方、平成15年以降の、いわゆる「三位一体改革」によって地方財政を取り巻く環境が大きく変化し、国庫補助負担金の廃止・縮減や税財源の移譲、地方交付税の見直しなどが行われたところです。釧路市にとっては、景気の低迷により市税等の一般財源が大幅に減少する中で、特に地方交付税の総額の抑制による影響が極めて大きく、扶助費などの義務的経費の伸びに交付税の伸びが連動していなかったことなどから、厳しい財政運営を強いられている状況にあります。

(2)活力創生釧路市集中改革プランによる取組の検証

平成18年度から平成22年度までを計画期間とする「活力創生釧路市集中改革プラン」(以下「集中改革プラン」という。)では、平成19年度以降、毎年50億円程度の財源不足が発生するものと試算されたことから、事務事業の見直し等、総人件費の抑制、職員定数の見直しなどの取組により、市民の皆様、議会、各種団体などのご理解とご協力のもと、財政健全化に向けた改革を進めてきました。

その結果、平成22年度における累計の効果額は、約44億4,800万円に達し、財政状況の改善に一定の効果がありました。しかし、集中改革プラン策定時には想定していなかった病院事業会計を始めとする企業会計の健全化や、経営が著しく悪化している第三セクターの支援などの課題への対応が必要となりました。

<集中改革プラン効果額(一般会計)> (単位:千円)

区分	累計効果額
事務事業の見直し等	2,868,364
総人件費の抑制	909,981
その他の見直し	669,701
計	4,448,046

総人件費の抑制に含まれる給与独自削減については、平成22年度(単年度)の効果額を計上しています。

これらの新たな課題に対応するために不足する金額については、特定の目的のために積み立てている基金や水道事業会計から借入れを行ったほか、市の貯金に当たる基金(減債基金)を取り崩してきました。その結果、何とか毎年度の予算を組むことはできましたが、市の貯金に当たる基金(減債基金)はほとんど底をついた状況となりました。さらに特定目的基金や水道事業会計から借り入れた金額については、今後、計画的に返済していかなければなりません。

(3)地方財政健全化法の施行

平成21年4月に全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「地方財政健全化法」という。)では、分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能の発揮を目標とし、新たに4つの財政指標(実質赤字比率、実質公債費比率、連結実質赤字比率、将来負担比率)を整備して、その公表の仕組みを設けることになりました。

また、早期是正機能としては、従来の財政再建団体の基準に相当する財政 再生基準だけではなく、その前段階での早期健全化基準を設け、自主的な改 善努力による財政の早期健全化を促すこととされました。

さらに、従来は単年度の収支状況(フロー)に重点が置かれ、負債等の財政状況(ストック)のチェックが必ずしも十分ではなかった点を踏まえ、新たに将来負担比率を導入することにより、公社・第三セクター等を含めた実質的な負債の状況を確認することができるようになりました。

釧路市土地開発公社及び㈱釧路振興公社の課題解決の必要性

両公社の保有する土地については、景気低迷による事業停滞やバブル経済の崩壊による地価の下落等により長期保有せざるを得なかったため、借入金の利息が嵩み、時価評価額よりも帳簿価額が大幅に膨らんだ状態となりました。

一方、土地取得のための借入金については、市が損失補償等(債務保証契約及び損失補償契約)を行っており、公社が返済できない場合は市が代わって返済する必要があります。しかし、損失補償等の残高は151億6百万円(平成21年12月現在)となっており、単年度の予算措置では処理できないほどの額となっています。

このような中で、地方財政健全化法の全面施行に合わせて、新たに第三セクター等改革推進債(以下「三セク債」という。)の制度が創設され、平成25年までの期間中に集中的な取組に着手することが可能となりました。

市においては、以上のような状況の変化も踏まえつつ、両公社を始めとした経営が著しく悪化している恐れがある第三セクター等について、平成20年8月に外部専門家等で構成する第三セクター経営検討委員会を設置し、経営状況等の評価と存廃も含めた抜本的な経営改革策の検討を進めてきました。

本年(平成22年)1月には検討委員会の報告書が取りまとめられ、両公社については解散・清算すべきであるとの意見が示されました。

市では、報告書の意見を具体化するため、翌2月に市としての方針を定めた経営改革プランを策定しました。その中で、両公社については解散・清算することとし、市の責任において損失補償等を実行することとしたものです。

企業会計を含めた財政健全化の必要性

地方財政健全化法により新たに設定された連結実質赤字比率では、一般会計だけではなく、特別会計・公営企業会計を含めた全会計の状況を把握し、実質赤字を早期に解消することが求められています。

このため、平成20年9月に「連結赤字解消に向けての取組み」を策定し、 実質赤字が問題となっている病院事業会計、下水道事業会計、公設地方卸売 市場事業会計及び市設魚揚場事業会計の4つの会計について収支の推計を 行い、不良債務の解消に向けた取組を行っています。

なお、地方財政健全化法では、公営企業会計の健全化のための指標として、 新たに資金不足比率が設けられました。公設地方卸売市場事業会計、市設魚 揚場事業会計の2つの会計については、この比率が経営健全化基準を大幅に 超えているため、それぞれ地方財政健全化法に基づく経営健全化計画を策定 し、経営の早期健全化に努めているところです。

(4)財政収支試算

38年度	15,957	28,451	3,155	47,563	26,201	8,782	11,963	94,509	58,286	14,448	31,955	11,883	8,358	28,877	95,521	1,012	755	1,767
37年度	16,082	28,464	3,155	47,701	26,013	8,782	11,959	94,455	58,137	14,484	31,514	12,139	8,358	29,045	95,540	1,085	897	1,982
36年度	16,213	28,364	3,155	47,732	25,621	8,782	11,957	94,092	57,748	14,386	31,079	12,283	8,358	29,089	95,195	1,103	910	2,013
35年度	16,651	28,081	3,155	47,887	25,338	8,782	12,080	94,087	57,356	14,221	30,650	12,485	8,358	29,346	95,060	973	923	1,896
34年度	16,797	28,118	3,155	48,070	25,058	8,782	12,159	94,069	57,084	14,035	30,227	12,822	8,358	29,472	94,914	845	936	1,781
33年度	16,950	27,923	3,155	48,028	24,781	8,782	12,238	93,829	26,690	14,082	29,809	12,799	8,358	29,590	94,638	808	949	1,758
32年度	17,411	27,524	3,155	48,090	24,613	8,782	12,189	93,674	56,196	14,109	29,398	12,689	8,358	29,735	94,289	615	963	1,578
31年度	17,581	27,574	3,155	48,310	24,241	8,782	12,188	93,521	56,127	14,306	28,992	12,829	8,358	29,902	94,387	998	977	1,843
30年度	17,760	27,284	3,155	48,199	24,293	9,417	12,187	94,096	55,229	14,184	28,591	12,454	9,310	30,470	600'56	913	988	1,901
29年度	18,246	27,022	3,155	48,423	24,032	9,417	12,187	94,059	25,086	14,423	28,197	12,466	9,310	30,459	94,855	262	1,002	1,798
28年度	18,444	27,035	3,155	48,634	23,775	10,017	12,185	94,611	54,843	14,481	27,807	12,555	9,910	30,620	95,373	762	1,015	1,777
27年度	18,652	26,718	3,155	48,525	23,729	12,493	12,185	96,932	54,984	15,258	27,423	12,303	11,310	30,718	97,012	80	1,029	1,109
26年度	19,168	26,705	3,155	49,028	23,270	10,844	12,184	95,326	55,218	15,250	27,045	12,923	098'6	30,874	95,452	126	1,041	1,167
25年度	19,397	26,320	3,155	48,872	23,140	10,762	12,183	94,957	54,489	15,036	26,671	12,782	9,702	31,250	95,441	484	1,055	1,539
24年度	19,638	25,917	3,155	48,710	22,261	10,877	12,523	94,371	54,722	15,693	26,303	12,726	869'8	31,704	95,124	753	1,067	1,820
23年度	20,541	25,171	3,155	48,867	22,726	10,577	15,371	97,541	54,197	15,564	25,940	12,693	9,844	34,144	98,185	644	157	801
分	市税	交付税	譲与税·交付金	垾 小	国·道支出金	市債	その他	음 計 A	義務的経費	人件費	扶助費	公債費	建設事業	その他	合計B	収支 (A-B)C	第三セクター等改革推進債 D	試算収支 再計 (C + D) E
×				単								養田				試算 収	第三セクタ	試算収支

第三セクター等改革推進債は、平成22年度に19億3,300万円(土地開発公社)、平成23年度に112億300万円(振興公社)を、15年償還、利率1.5%で借入れると仮定しています。

[推計の方法]

交付税

歳人) 市税

市民税は、今後も人口の減少が見込まれるため、年 2%程度の減少が続くものとしています。 固定資産税は、3年毎に評価替えによる影響額を 3%の減少と見込み、 たばこ税は、離煙傾向が続くものとして、年 6%程度の減少を見込んでいます。その他の税は、平成 2.2年度予算と同額で推移するものとしています。

普通交付税の通常分は、平成22年度決定額をペースに今後の人口減による影響を加味するとともに、市税の減少及び扶助費の増額に対する交付税措置分を見込ん でいます。公債費の元利償還金に対する交付税措置額については、公債費の増減率に基づき、簡易的に算出しています。合併特例措置である算定替えによる増加額 を、平成28年度から32年度までの5年間、段階的に減少させています。特別交付税については、平成22年度予算と同額で推移。

平成22年度予算と同額で推移。 讓与税·交付金 実施計画をベースに建設事業における補助金等を推計。その他は、同額で推移。 国·道支出金 実施計画をベースに建設事業における市債を推計。退職手当債の発行については、時限措置であるため平成27年度まで各年度の退職金により推計。 臨時財政対策債については、平成22年度決定額と同額で推移。 市債

使用料・手数料、諸収入等の通常分については、平成22年度予算額と同額で推移 その街 平成23年度以降は、定期昇給等で、合せて2%の伸びを見込んでいます。 定数減は見込まず、退職者に伴う補充を見込んでいます。 (歳出) 人件費

毎年1.4%の増として推計 扶助費 各年度の公債費を実態に基づき推計。 公債費

建設事業

実施計画をベースに推計。 平成25年度以降は、平成24年度の事業費を基本に、平成25年度か5平成30年度までの6年間、市有施設の耐震改修が予定されていることから、6年間の平均事 業費を平成25年度以降に加算。 平成31年度以降は、施設の老朽化による大規模修繕等を想定し、平成25年度以降加算した耐震改修の半額を加算。

特別会計に対する繰出金は、平成22年度予算と同額で推移。 物件費、維持補修費等における通常分は平成22年度予算と同額で推移。 各会計からの基金借入に伴う返済額は、現状の返済計画に基づき算出。 企業会計に対する繰出金は、各会計の収支計画に基づき推計。 その他、

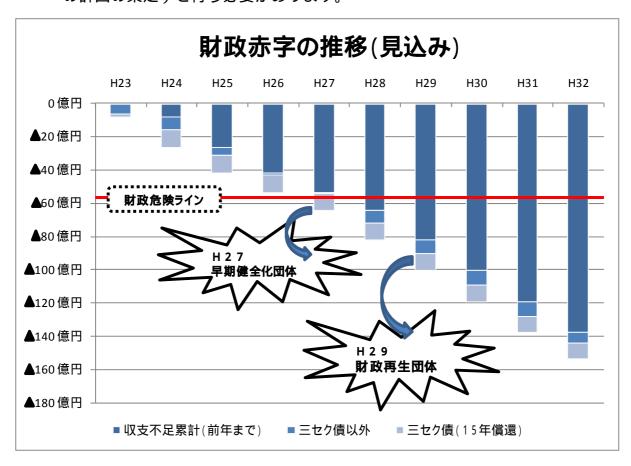
その他

2.新たな財政健全化のための計画による取組の必要性

次のグラフは、平成23年度以降、経常的な収支不足と三セク債の償還を合わせた収支不足累計に対し、何の対策も講じないまま財政運営を続けた場合の、 財政赤字の見込みについて試算を行ったものです。

このままでは、平成27年度には財政の危険ライン()を突破してしまい、 平成27年度には早期健全化団体、平成29年度には財政再生団体へ転落する おそれがあります。

財政再生団体になると、必要な市民サービスも大きく制限されてしまいます。 そうならないためにも、今の段階から自主的な取組(新たな財政健全化のための計画の策定)を行う必要があります。



「財政危険ライン」とは...

実質赤字比率(一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する 比率)における「早期健全化基準」に相当する赤字額のことです。

この赤字額を超えると、地方財政健全化法に定める早期健全化計画の策定が義務付けられるほか、さらに「財政再生基準」を超えると財政再生計画の策定が義務付けられ、国や道の管理下で財政再生に取り組まなければならなくなります。

新たな財政健全化のための計画の基本的事項

1.計画の位置づけ

この計画は、釧路市財政の経常的な収支不足を解消するとともに、釧路市土 地開発公社及び㈱釧路振興公社の解散・清算のための三セク債の償還財源を確 保することを目的としています。

地方財政健全化法に定める早期健全化計画や財政再生計画ではなく、自主性を持った財政運営を実現するために、本市が任意に策定するものです。

2.計画の名称

本計画の名称は、『釧路市財政健全化推進プラン』(以下「財政健全化プラン」という。)とします。

3.計画の目標

財政収支試算において推計した累積収支不足額265億3,000万円の解消を目標とします。

このうち、釧路市財政の経常的な収支不足が118億6,600万円、三セク 債の償還が146億6,400万円となっています。

4.計画期間

財政健全化プランの対象期間は、両公社に係る三セク債の償還が終了する年度までとし、平成23年度から平成38年度までの16年間とします。

このうち、当初の5年間(平成23年度から平成27年度まで)を「集中取組期間」と位置付け、財政健全化プランの実行による後年次の効果額の確保に向けて集中的に取組を行います。

5.計画の進行管理

財政健全化プランの目標が累積収支不足の解消であることから、毎年度の当初予算を編成する際に、財政の健全化のために実施する取組の効果額の確保を目標とし、赤字予算とならないよう、歳入・歳出の見積もりを適切に行っていきます。

国や道の各種施策の変化(補助制度の改廃など)や、景気動向による市税収入や交付税の増減など、現時点では想定できない状況の変化に対しては、必要に応じて的確に対応していきます。

財政健全化プランにおいて試算した「財政収支試算」との乖離については、 毎年度の当初予算を編成した後に、それらを分析するとともに、健全化対策に 掲げた各項目の効果額と併せて、分かりやすく説明していきます。

両公社の解散・清算に伴い本市の財産となる土地等の売却を積極的に推進し、 可能な限り早期に三セク債の償還を完了するよう努めます。

財政健全化プランによる取組事項

1.釧路市土地開発公社及び㈱釧路振興公社の解散・清算並びに第三セクター等改革推進債の発行

釧路市土地開発公社は、平成22年度中に解散し、清算手続を完了します。 (株)釧路振興公社は、平成23年度中に解散し、清算手続を完了します。

三セク債の発行予定額、発行時期は、次のとおりです。

区分	発 行 予 定 額	発 行 時 期	備考
土地開発公社分	19億3,300万円	平成 22 年度中	平成 23 年 5 月末まで
振興公社分	1 1 2 億 3 0 0 万円	平成 23 年度中	平成 24 年 5 月末まで
計	131億3,600万円		

() 各年度の出納閉鎖(翌年5月末)までの期間に発行します。

三セク債の償還期間は10年以内を基本とするものとされていますが、単年度の財政負担を軽くし、市民サービスを可能な限り守るため、償還期間の5年延長を国と協議していきます。

2.累積収支不足の解消のための取組事項と効果

(1)具体的な取組事項

事務事業等の見直し

ア 事務事業等の見直しの考え方

事務事業については、これまでの慣例にとらわれることなく、行政が担うべき役割か否かという視点をもって、必要性、有効性、効率性、優先度などを見極め、市民にとって真に有益で、効率的・効果的なものとなるように見直しを行います。

各種団体等に対する補助金、負担金等については、行政として支出すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等を検証し、整理合理化・重点化などによる総額の抑制を図ります。

事務事業の見直しにあたっては、市役所内部の努力による経費の節減に 取り組むとともに、すべての事務事業について、経費の圧縮・再編・整理 ・廃止・統合などの観点で事業ごとに内容を精査し、あらゆる角度から聖 域のない見直しを行います。 道内他都市では実施されておらず、釧路市だけが単独で実施しているもの、制度が設計された当時と社会環境が変化し、時代状況に対応していないものは、廃止も視野に入れた抜本的見直しを行います。

「民間にできることは民間に」という原則を基本として、本市の財政健全化及び民間事業拡大による経済活性化のため、民間で担えるものは、行政責任を確保しつつ、低コスト化と高サービス化に向け、積極的にアウトソーシングを図ります。

使用料、手数料等の見直し

ア 使用料、手数料等の見直しの考え方

公共施設の使用料や各種証明等の手数料などについては、その行政コスト及び受益の内容等を勘案するとともに、自主財源確保の必要性から、他都市並みの水準への引上げや、概ね15%の改定を行います。また、使用料、手数料等が無料となっているものについては、有料化を検討します。

公共施設の使用料の暖房料加算については、実態に即して、新設又は加 算期間の見直しを行います。

公共施設の見直し

ア 公共施設の見直しの考え方

公共施設については、今後、老朽化対応や耐震化が必要なものが増加する一方であり、総合計画にも位置付けられる既存施設の有効活用を基本として、施設の物理的性能及び必要性、事業効果等を十分に評価し、施設の廃止や現在の用途にとらわれない他施設との統合等の検討を進めていきます。

公共施設の管理運営経費については、その縮減に努めるとともに、施設の持つ公益性や利用者が受ける利益の内容等を勘案し、市税等による負担率と利用者が支払う使用料等による負担率の割合の適正化の検討を進めていきます。

公共施設の管理運営にあたっては、利用者の利便性の向上及び事業効果の向上に努め、指定管理者制度の導入、指定管理者の業務内容の精査、利用料金制の導入など、効果的・効率的な管理運営方法となるように見直しを行います。また、公共施設の貸与、譲渡、売却等の可能性を検討していきます。

公債費の抑制

ア 公債費の抑制の考え方

投資的経費(普通建設事業費)については、限られた財源の中で必要性・緊急性や費用対効果などによる優先順位を十分見極めながら真に必要な整備を行います。

釧路市総合計画の実施計画に位置付けた事業についても、事業の厳選、 休止、先送り等により公債費を抑制していきます。

一般会計における投資的経費(普通建設事業費)の市債発行額については、平成24年度から平成38年度までの間、毎年度40億円を上限目標とします。

議会改革による効果

ア 議会改革の内容

市議会においては、平成19年6月に「議会改革等検討協議会」が設置され、これまで2次24回にわたって「市民に開かれたわかりやすい議会」を目指して検討が行われてきました。

財政健全化プランには、平成23年4月の市議会議員選挙時から実施される議員定数の削減や議長公用車廃止などの経費節減効果を盛り込みます。

総人件費の抑制

- 1 職員定数の削減(定員適正化計画)

ア 職員定数の削減(定員適正化)の考え方

「簡素で効率的な市役所」を目指して、年次ごとに削減目標を設定し、 計画的に総職員数の削減を行います。

定員管理にあたっては、退職者数の動向等を勘案しつつ、職員の適正配置に努めるとともに、事務事業の整理、組織の合理化、積極的なアウトソーシングの推進などを通じて、総職員定数の削減を基本とした適正化に努めます。

組織・機構の見直しにあたっては、行政需要の変動や新たな行政課題に的確に対応するとともに、統合再編等による簡素化・効率化に努める中で、職員数の削減につなげていきます。

事務事業の整理、統合、廃止等に伴い、職員数の削減を行うとともに、 新たな行政需要に対しては、スクラップ・アンド・ビルドを基本として、 増員は極力抑制します。 業務の電算化及び電算システムの再構築に合わせて、事務処理の効率 化・迅速化を進め、職員数の削減につなげます。

「民間にできることは民間に」という原則を基本として、民営化、民間 委託、指定管理者制度などのアウトソーシングを推進し、職員数の削減 を行います。

業務単位での嘱託職員化、臨時職員化の可能性を検討し、多様な雇用 形態のメリットを活かした効率的かつ効果的な業務体制への見直しを推 進します。

イ 定員適正化計画

釧路市総合計画の目標年次における定住人口の推計値(平成29年において約16万人に減少)及び今後の行政需要等の動向を踏まえて、将来の人口減少に対応した都市規模を見据えた職員数とするために、集中取組期間(平成23~27年度)における職員数の削減目標を次表のとおり設定します。

職員数に大きな影響を及ぼすような状況変化が発生した場合は、随時、 削減目標の見直しを行います。

削減目標の実現に向けて、事務事業の見直し、アウトソーシングの推進、組織・機構の見直し等による職員数の削減を着実に実行します。

<年度別職員数の計画(各年4月1日現在)> (単位:人)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H23~27 増減計
削減目標		30	30	30	30	30	150
総職員定数	2,599	2,569	2,539	2,509	2,479	2,449	

- 2 給与の見直し

ア 給与の見直しの考え方

職員の業務の内容や性格を踏まえつつ、市民への説明責任を果たしながら、総人件費の抑制を基調としつつ、適切な給与制度の推進に努めます。

職員の給与については、人事院勧告制度による国公準拠を原則とするとともに、道内主要都市の状況等を勘案し、その運用と水準の適正化を図ります。

特別職及び一般職の給与の独自削減を実施します。

嘱託職員・臨時職員についても、職員の取組内容に準じた見直しを実施します。

福利厚生事業については、事業の点検を引き続き実施し、補助金減額など本市の財政負担等を考慮した見直しを図ります。

繰出金の見直し

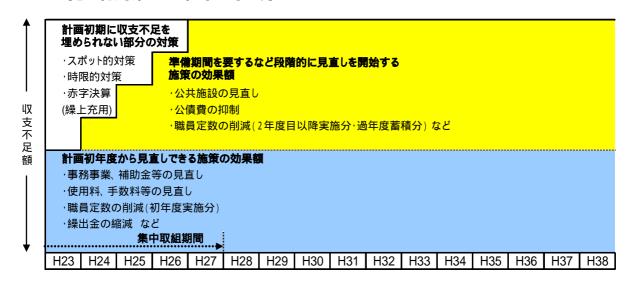
ア 繰出金の見直しの考え方

特別会計及び企業会計においては、収入の確保、事業の重点化などによる財務体質の強化と計画的かつ効率的な事業運営に努めるとともに、一般会計と同様に、事務事業の見直し、アウトソーシングの推進、企業職員の給与及び定員管理の適正化を図ることなどにより、更なる経営健全化に積極的に取り組み、一般会計からの繰出金の縮減に結びつけます。

(2)健全化対策

				└	計画初られなり	語に収え 部分の	計画初期に収支不足を埋め られない部分の対策	## \$													
					スポートの対象を	スポット的対策 時限的対策	胀	準備期施策の	引配を要う 効果額	-8など段	階的に見	 期間を要するなど段階的に見直しを開始する の効果額	6 1 6								
				一	·赤字決算 (繰上充用)	決算 充用)		·公共 ·公德	·公共施設の見直 ·公債費の抑制	記 <u>直</u> し 訓											
				(不足				- 羅	員定数の 岸	训減(2年 ,	姜目以降 §	・職員定数の削減(2年度目以降実施分・過年度蓄積分)など	年度蓄積	分) など							
				祭—	計画初	羊度から	計画初年度から見直しできる施	きる施策	策の効果額	[Prior)											
					ınilı	野等	事務事業、補助金等の見	等の見直	直し												
					ń	5用料 三	使用料、手数料等の見直	の見直し													
					斑 滤	職員定数の削 繰出金の縮減	職員定数の削減(初年度 繰出金の縮減 など	初年度実 ど	実施分)												
							•	集中取組期間。	4:三温											単	単位:百万円
	年		度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	台
	; a <u>≡</u>	ク 債	门间	外	644	753	484	126	80	762	962	913	998	615	808	845	973	1,103	1,085	1,012	11,866
άK	三セク債	(15	年 償	颲	157	1,067	1,055	1,041	1,029	1,015	1,002	988	977	696	949	936	923	910	897	755	14,664
	以 支 以	不	品合	쾥	801	1,820	1,539	1,167	1,109	1,777	1,798	1,901	1,843	1,578	1,758	1,781	1,896	2,013	1,982	1,767	26,530
瞅	積		以	女	801	2,621	4,160	5,327	6,436	8,213	10,011	11,912	13,755	15,333	17,091	18,872	20,768	22,781	24,763	26,530	
∰K	質 赤字	뀼	()	(%	1.7	5.4	8.6	11.0 	13.3 早期健全化	17.0)	20.7 財政再生										
	=	121機列	草財政規	見模 48	H21標準財政規模 48,265百万円	1	早期健全化基準	化基準	11.28%		財政再生基準		20.0%	1				-			
	事務事	牃	等の見直し	重し	909	009	619	640	641	650	655	681	681	069	989	869	069	069	989	869	10,611
颼			ш (直し	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	1,840
∜ዘ	公共部	施設の	の見直	買し		20	20	50	50	50	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	750
名	公債	買	O 苗	爭			4	6	14	49	83	117	151	184	217	250	282	314	346	377	2,397
灰:	議会改	7 単 に	よる効	力果	45	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	765
胀	総人	件費	の期	争	518	902	674	750	850	545	655	700	742	784	822	861	899	938	977	1,008	12,328
₹	健全化	灰	策	祉	1,284	1,418	1,510	1,612	1,718	1,457	1,606	1,711	1,787	1,871	1,938	2,022	2,084	2,155	2,222	2,296	28,691
健全	健全化対策後の単年度収支	後の単	∮年度∜	又支	483	402	53	445	609	320	192	190	26	293	180	241	188	142	240	529	
健全	全化対策	策後の	累積収支	及文	483	84	52	497	1.106	286	594	404	348	641	821	1.062	1.250	1.392	1.632	2.161	
						-										T '.		1			

健全化対策の基本的な考え方



財政収支試算において推計した平成38年度までの収支不足額に対して、 各種の健全化対策により収支不足を解消していきます。

「事務事業、補助金等の見直し」、「使用料、手数料等の見直し」、「職員定数の削減(初年度実施分)」、「繰出金の縮減」など、計画初年度から見直しできる対策については、平成23年度から当初予算に着実に反映します。

「公共施設の見直し」、「公債費の抑制」、「職員定数の削減(2年度目以降 実施分・過年度蓄積分)」など、後年次に行くに従って、段階的に効果額が 発生する対策については、確実に効果額を確保するよう努めます。

計画初期に収支不足を埋められない部分の対策については、「給与の独自 削減」、「遊休資産の売却」、「出資・出捐金の引揚げ」など、単年度のみ効果 額が発生する「スポット的対策」や、効果額が発生するものの終了する時期 が決まっている「時限的対策」により、計画初期の不足額を賄います。

各年度における実質収支の黒字を維持しながら、健全化対策を実施していきます。

なお、赤字決算(繰上充用)は、財政運営に様々な悪影響が懸念されることから、避けるべき事態であり、真にやむを得ない場合に限定されます。

健全化対策による目標効果額(平成38年度における累積効果額)

(単位:百万円)

取組事項	目標効果額
事務事業等の見直し	10,611
(うち内部管理経費の見直し)	(1,833)
使用料、手数料等の見直し	1,840
公共施設の見直し	7 5 0
公債費の抑制	2,397
議会改革による効果	7 6 5
総人件費の抑制	1 2 , 3 2 8
合 計	28,691

(参考)平成38年度における累積収支不足額

(単位:百万円)

区分	平成38年度における 累積収支不足額
経常的収支不足額	11,866
三セク債償還額	14,664
合 計	26,530

3. その他の財政健全化のための取組事項

(1)収入確保の取組

未収金対策の強化

市税を始め、国民健康保険料や介護保険料、保育料などの未収金対策を強化します。

処分可能な市有財産の売却促進

両公社の解散・清算に伴い本市の財産となる土地等の売却を積極的に進めます。

その他、本市が保有する土地や建物などのうち、今後行政目的のために使用する見込みのないものについては、公売などを通じて積極的に売却に努めます。

(2)第三セクターの見直し

平成22年2月に策定した「第三セクター等の経営に関する改革プラン」 の着実な推進に努めます。

財団法人釧路市民文化振興財団、財団法人釧路市スポーツ振興財団、財団法人釧路市公園緑化協会及び財団法人釧路市住宅公社については、各法人の「公益法人制度改革に係る公益目的支出計画」に基づき、市の出捐等相当額を市への寄付により消費することを基本に、出捐等相当額の返戻を要請します。